

Notification of Reason(s) for Rejection

Response Due

Apr. 24, 2012

特許出願の番号	特願 2007-042369
起案日	平成24年 1月20日
特許庁審査官	河内 誠 3631 3W00
特許出願人代理人	杉本 修司 (外 2名) 様
適用条文	第29条第1項、第29条第2項、第37条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から3か月以内に意見書を提出してください。

理 由

<理由1>

この出願は、下記の点で特許法第37条に規定する要件を満たしていない。

記 (刊行物については刊行物一覧参照)

請求項1に係る発明は、刊行物1の開示内容に照らして、特別な技術的特徴を有しない(下記理由2, 3を参照。)

よって、請求項1に係る発明と請求項2~17に係る発明との間で同一の又は対応する特別な技術的特徴を見出すことができない。

ただし、請求項2~6, 8~12, 14~17に係る発明については、審査基準に基づき、例外的に発明の単一性の要件を問わないこととする(「特許・実用新案 審査基準」第I部第2章4.2を参照。)

以上のように、請求項1に係る発明と請求項7, 13に係る発明とは、発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当しないから、この出願は特許法第37条に規定する要件を満たさない。

なお、この出願は特許法第37条の規定に違反しているので、請求項7, 13に係る発明については特許法第37条以外の要件についての審査を行っていない。

。

<理由2, 3>

2. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記 of 刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

3. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された下記 of 刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (刊行物については刊行物一覧参照)

- ・請求項 1～6, 8～12, 14～16
- ・理由 2, 3
- ・刊行物 1
- ・備考

刊行物1には、ピボット軸が、引っ張りケーブルの端部の長手方向のブレーキ・レバーとの交点とブレーキ・レバーの第1の操作領域との中間にはない位置に配置されている制御装置の発明が記載されており、本願の請求項1～6, 8～12, 14～16に係る発明との間に明確な構成上の差異はない。

- ・請求項 17
- ・理由 3
- ・刊行物 1, 2
- ・備考

刊行物2の図2等参照。

刊 行 物 一 覧

1. 特開昭58-30884号公報
2. 特開平5-97088号公報

List of the documents
referred to in the Reasons for Rejection

先行技術文献調査結果の記録

- ・調査した分野: IPC B62L 3/02

- ・ 先行技術文献：実願昭56-117189号（実開昭58-3987号）のマ
イクロフィルム
特開平7-33063号公報
特開平8-328679号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡ください。

特許審査第二部一般機械（制動・機械要素） 河内 誠（かわち まこと）
（TEL）03-3581-1101 内線3366
（FAX）03-3580-6904